

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則  
○ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則 五〇
- 告 示  
○ 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五二  
○ 保安林の指定施業要件を変更する件 五二  
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五二  
○ 道路の区域を変更する件 五三  
○ 道路の供用を開始する件二件 五三
- 公 告  
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五三  
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五四  
○ 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 五四  
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五四

## 規 則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十一日

福島県規則第六十八号

福島県知事 内堀雅雄

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による異議の申出についての法第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号。以下「法」という。）第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項
第二条	法	法及び行政不服審査法
第三条	第三十八条第一項	第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八条第一項	第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第六条第一項	審査請求	異議の申出
	審査庁	知事
第三十八条第一項		第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項

（福島県行政不服審査法施行細則の規定の準用）  
**第二条** 福島県行政不服審査法施行細則（平成二十八年福島県規則第四十九号。以下「規則」という。）第一条から第四条までの規定は、法第七条第一項の規定による異議の申出についての法第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）が定める方法	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により知事が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法
第二条第一項	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種類	電磁的記録の種類
第三条第二項	第三十八条第一項	第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項 第十条第一項において準用する手数料条例第三条第一号

第三条第二項	第三条第二号	第十条第一項において準用する手数料条例第三条第二号
第三条第一項	第六条第一項	第十条第一項において準用する手数料条例第六条第一項
第三十八条第一項	第三十八条第一項	第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
法第十一条第二項	法第十一条第二項	行政不服審査法第十一条第二項
第三条第二項各号列記以外の部分	前項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規則（平成二十八年福島県規則第六十八号）第二条において読み替えて準用する前項
第三十八条第一項	第三十八条第一項	第七条第四項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第一条	第一条	第十条第一項において準用する手数料条例第一条
第四条	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百九十四号）において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項

に規定する審査庁が定める方法

の規定により知事が定める送付に要する費用の納付の方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業振興課)

告 示

福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月二十一日から同年十一月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番百一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市平下大越字南萱野一三四の一、一三五の一、一三六から一四一まで、一四三から一四五まで、平下神谷字堤原一三二、一三三、一四二
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市平沼ノ内字諏訪原三九一、三九二、三九五、字浜街一八二の二、一八二の三三八

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市平沼ノ内字代ノ下一〇一の一、平絹谷字入薬師一の一九から一の二三まで

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
塩野金松 遠藤仁介 遠藤伝造 遠藤信吉 遠藤半治 遠藤繁松 小泉熊吉 若松音弥 草野信吉 草野喜惣治 丹野八弥 丹野彦造 丹野忠治 鈴木与三郎 鈴木佐市 鈴木作重郎 鈴木健治 鈴木子之吉 鈴木常次郎 鈴木栄吉 鈴木百松 鈴木角治 鈴木音吉 鈴木駒木
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十八年農林水産省告示第千六百五十六号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮常葉線	本宮市和田字石上二五 四番地先から 同 市白岩字柳内八八 三番二地先まで	変更前 変更後	七・二 二四・六	三四〇・〇 三四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市大信増見字北田一二三番一 地先から 同 市大信町屋字町屋一八〇番七 地先まで	平成二八年一〇月二二 日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道矢吹天栄線	白河市大信町屋字中田一二六番二 地先から 同 市大信町屋字林田五五番地先 まで	平成二八年一〇月二二 日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年九月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人 Hear t i s

- 三 代表者の氏名  
金澤 薫
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市北沢又字上日行壇十番地の十六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「地域社会における自死遺族、自殺未遂者、うつ・生きにくさを持つ人」に対して、「生きていくための支援」に関する事業を行い、「自殺のない社会作り」に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあつた年月日  
平成二十八年十月五日

二 名称  
特定非営利活動法人環境立国

三 代表者の氏名  
桑名 玲

四 主たる事務所の所在地  
(変更前) 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保四百九十五番地一浦和上大久保ガー

デンハウス百十二

(変更後) 福島県南相馬市原町区馬場字台十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、環境保全及び回復に関する調査、研究、ゴミ減量、リサイクルの推進環境学習、情報の提供、並びに不用品の交換、販売に関する事業を実施し、循環型社会の促進と環境保全に向けた活動を積極的に行い、広く公益に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があつた。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきお宝館 福島県いわき市平六町目三十一

- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千五百九十九平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十八年九月三十日
- 五 届出年月日  
平成二十八年十月四日
- 六 届出をした者  
株式会社あるが商店

(商業まちづくり課)

公告第二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十八年十月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	役員	氏名	住所
飯館村土地改良区	理事	菅野 典雄	相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地
	退任した役員	末永 瑞夫	同 郡 同 村深谷字深谷一〇〇番地
		木幡 良勝	同 郡 同 村伊丹沢字山田二二五番地
		菅野 智	同 郡 同 村草野字大北九五番地
		庄司 久	同 郡 同 村小宮字反田七五番地
		高橋 松一	同 郡 同 村須萱字水上三八二番地
		赤石澤 正夫	同 郡 同 村飯樋字前田一六八番地
		赤石澤 典彦	同 郡 同 村飯樋字大平二〇〇番地
		細川 敏夫	同 郡 同 村飯樋字大火三二三番地
		菅野 義人	同 郡 同 村比曾字中比曾四一五番地
		菅野 賢治	同 郡 同 村松塚字松塚一〇〇番地
		佐藤 忠義	同 郡 同 村前田字福田六五番地
		八巻 良清	同 郡 同 村草野字沢目木二一番地
就任した役員	伊東 利	同 郡 同 村関沢字大橋一一五番地	
役別	氏名	住所	
理事	菅野 典雄	相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地	
同	大渡 和公	同 郡 同 村草野字本町七七番地	

同	同	監	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
末	庄	伊	佐	佐	菅	細	赤	赤	高	古	菅	木			
永	司	東	藤	藤	野	川	石	石	橋	川	野	幡			
瑞	久	利	忠	和	義	敏	澤	澤	松	良	智	良			
夫			義	生	人	夫	典	正	一	一		勝			
							彦	夫							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
深	小	関	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
谷	宮	沢	前	松	比	飯	飯	飯	飯	須	飯	草	伊	伊	伊
字	字	字	田	塚	曾	樋	樋	樋	樋	萱	樋	野	丹	丹	丹
深	反	大	字	字	字	字	字	字	字	字	字	字	沢	沢	沢
谷	田	橋	福	麦	中	大	大	大	大	水	水	大	山	山	山
一	七	一	田	搦	比	火	火	火	火	上	上	北	田	田	田
〇	五	一	六	三	四	三	三	三	三	三	三	九	二	二	二
〇	番	五	五	五	一	三	三	三	三	八	八	五	二	二	二
番	地	番	番	番	五	番	番	番	番	番	番	番	五	五	五
地		地	地	地	番	地	地	地	地	地	地	地	番	番	番
					一								地	地	地

(農村計画課)